

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内の各種マスク着用基準の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年1月13日（水）16時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、12月7日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請について、資料に基づき以下の説明があった。
 - Gゾーンにおけるマスク着用基準の見直し後の作業管理について
 - ✓ 作業管理における放射線防護措置が適切であるかの確認については、作業計画時の安全事前評価、放射線管理計画書（RWA）等のレビューで放射線に関わるリスク抽出を行い、工事主管G及び放射線防護Gがその確認を実施する。
 - 直近におけるGゾーンでの作業中の空気中放射性物質濃度の測定実績について
 - ✓ 直近のGゾーンにおける作業中の空気中放射性物質濃度の測定実績は、マスク着用基準（ $2E-04Bq/cm^3$ ）を下回っており、ダストの舞い上がりが無いことについても確認している。なお、2020年12月の作業では $1.65E-05Bq/cm^3$ 未満、同年10月の作業では $1.80E-05Bq/cm^3$ 未満であった。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - マスク着用基準となるダストが舞い上がる作業もしくは舞い上がらない作業の有無の確認について、作業計画時のレビュー等で確認するとしているが、その判断根拠を含めて詳細に説明すること。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所構内における全面マスク着用不要とするエリアの設定並びに運用の変更について